

令和 2 年
第 4 回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月	日	曜日	議 事	頁
			○会期日程	
			○招集告示……………	1
			○応招、不応招集……………	2
1 1 月	9 日	(月)	○議事日程……………	3
			○出席、欠席議員……………	4
			○職務のため出席した者……………	4
			○説明のため出席した者……………	4
			○開会と開議の宣告……………	5
			○議事日程の報告……………	5
			○議席の変更について……………	5
			○議会運営委員会委員長報告……………	5
			○会議録署名議員の指名……………	5
			○会期の決定……………	5
			○管理者報告……………	6
			○管理者提出議案の上程……………	8
			◇認定第 1 号 令和元年度蕨戸田衛生センター組合会計 歳入歳出決算認定について	
			○認定第 1 号の説明……………	8
			○決算認定に関する代表監査委員の報告……………	1 4
			○認定第 1 号に対する質疑……………	1 5
			○認定第 1 号の委員会付託……………	1 5
			○散会の宣告……………	1 5
1 1 月	1 0 日	(火)	○休 会	
1 1 月	1 1 日	(水)	○休 会	
1 1 月	1 2 日	(木)	○休 会	

11月13日（金）○休	会	
11月14日（土）○休	会	
11月15日（日）○休	会	
11月16日（月）○議事日程		17
○出席、欠席議員		18
○職務のため出席した者		18
○説明のため出席した者		18
○開議の宣告		19
○議事日程の報告		19
○一般質問		19
○付託事件に対する委員長報告		19
◇総務常任委員会委員長	遠藤英樹議員	
◇業務常任委員会委員長	保谷武議員	
○委員長報告に対する質疑		23
○討論、採決		23
○閉会中の継続審査事項の委員会付託		23
○閉会の宣告		23

令和 2 年 第 4 回 蕨 戸 田 衛 生 セ ン タ ー 組 合 議 会 定 例 会

会 期 日 程

自 令和 2 年 1 1 月 9 日

8 日間

至 令和 2 年 1 1 月 1 6 日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	11月 9 日	月	午後 1 時30分	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○議席の変更について ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○管理者報告 ○管理者提出議案の上程 ○認定第 1 号の説明 ○監査報告 ○認定第 1 号に対する質疑 ○認定第 1 号の委員会付託
			本会議散会后	委 員 会	○付託事件の審査
2	11月10日	火		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
3	11月11日	水		休 会	
4	11月12日	木		休 会	
5	11月13日	金		休 会	
6	11月14日	土		休 会	
7	11月15日	日		休 会	
8	11月16日	月	午後 1 時30分	本 会 議	○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告

					○委員長報告に対する質疑 ○討論、採決 ○閉会中の継続審査事項の委員会 付託 ○閉 会
--	--	--	--	--	---

蕨戸田組告示第5号

令和2年11月2日

令和2年11月9日、令和2年第4回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 19名

2番	今井陽子	議員	3番	本田てい子	議員
4番	鈴木智	議員	5番	榎本和孝	議員
6番	小林利規	議員	7番	大石圭子	議員
8番	保谷武	議員	9番	根本浩	議員
10番	一関和一	議員	11番	佐藤太信	議員
12番	竹内正明	議員	13番	石川清明	議員
14番	遠藤英樹	議員	15番	馬場栄一郎	議員
16番	斎藤直子	議員	17番	花井伸子	議員
18番	酒井郁郎	議員	19番	榎本守明	議員
20番	山崎雅俊	議員			

◇不応招議員 1名

1番	武下涼	議員
----	-----	----

令和 2 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

1 1 月 9 日（月）

令和2年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和2年11月9日（月）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 議席の変更について
4. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 管理者報告
8. 管理者提出議案の上程
 - (1) 認定第 1 号令和元年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
9. 認定第1号の説明
10. 決算認定に関する代表監査委員の報告
11. 認定第1号に対する質疑
12. 認定第1号の委員会付託
13. 散 会

令和2年11月9日（月）

◇出席議員（19名）

2番	今井陽子	議員	3番	本田てい子	議員
4番	鈴木智	議員	5番	榎本和孝	議員
6番	小林利規	議員	7番	大石圭子	議員
8番	保谷武	議員	9番	根本浩	議員
10番	一関和一	議員	11番	佐藤太信	議員
12番	竹内正明	議員	13番	石川清明	議員
14番	遠藤英樹	議員	15番	馬場栄一郎	議員
16番	斎藤直子	議員	17番	花井伸子	議員
18番	酒井郁郎	議員	19番	榎本守明	議員
20番	山崎雅俊	議員			

◇欠席議員（1名）

1番 武下 涼 議員

◇職務のため出席した者

石塚 千明 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管 理 者	川島 善徳	代表監査委員
菅原 文仁	副 管 理 者	阿部 泰洋	嘱 託
須崎 充代	会 計 管 理 者	小谷野賢一	嘱 託
渡辺 靖夫	事 務 局 長	吉野 博司	嘱 託
渡邊 昌彦	次 長	栗原 誠	嘱 託
木村 和正	総 務 課 長		

令和2年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和2年11月9日（月曜日）

午後 1時30分開会

◎開会と開議の宣告

○石川清明議長 ただいまより、令和2年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○石川清明議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎議席の変更について

○石川清明議長 最初に、議席の変更についてを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更するものです。

変更後の議席番号及び議員名は、

3番	本 田	てい子	議員
4番	鈴 木	智	議員
7番	大 石	圭 子	議員
8番	保 谷	武	議員
9番	根 本	浩	議員

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

議席を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川清明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更については、さよう決定いたしました。

◎議会運営委員会委員長報告

○石川清明議長 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 8番 保谷 武議員。

〔8番 保谷 武議員 登壇〕

○8番 保谷 武議員 おはようございます。

令和2年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会に係る議会運営委員会を、去る11月2日に開催をいたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照をお願いいたします。

まず、会期日程でございますが、蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日11月9日から11月16日までの8日間とすることに決定いたしました。

一般質問の発言通告は11月10日午前10時までとする。また、質疑の発言通告は代表監査委員の監査報告後、本会議再開時までとする。

以上のとおり決定いたしました。

次に、議事日程であります。審議の結果、お配りいたしましたとおりであります。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○石川清明議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

7番 大 石 圭 子 議員

17番 花 井 伸 子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○石川清明議長 次に、会期決定の件を議題

といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11月9日から11月16日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川清明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎管理者報告

○石川清明議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 皆さん、こんにちは。

本日ここに、令和2年第4回蔵戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

なお、本組合議会の定例会は年内最後になろうかと思いますが、議員の皆様には組合業務の円滑なる運営につきまして特段のご協力をいただき、本席より心から厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会に提出する案件は、決算認定1件であります。慎重なご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、これから前定例会後の主なる事項についてご報告申し上げます。

まず、例年実施しておりますダイオキシンの測定結果について申し上げます。

1点目は、環境への影響が大きいごみを焼却した際の煙突からの排ガスであります

が、A号炉0.00076ナノグラム、B号炉0.95ナノグラム、C号炉0.091ナノグラムという結果となり、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値である5ナノグラムを大幅に下回っており、安定した数値が維持されております。

特にA号炉では、昨年度の測定値0.11ナノグラムから0.00076ナノグラムと大幅に改善されておりますが、これは本年度の基幹的設備改良工事により排ガス処理設備を最新のものに更新したことによるものであります。

なお、B号炉につきましては、本年12月の完成を目指して工事中であり、C号炉は令和3年度に工事を予定しておりますので、工事が完了いたしますと、更なるダイオキシンの低減化を図ることができ、環境への影響を最小限にすることができます。

2点目に、土壤中のダイオキシンにつきましては、測定箇所をさいたま市の中学校の敷地内2か所と組合敷地内5か所、合わせて7か所のサンプリングを行いました。数値につきましては、南浦和中学校では9.5ピコグラム、内谷中学校では2.9ピコグラム、組合敷地内で13ピコグラムから570ピコグラムという結果となりました。測定結果については全て環境省の環境対策基準値とされる1,000ピコグラム以下となっております。

次に、本年度4月から9月までの上半期のごみの搬入状況について申し上げます。

本年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変容などにより、ごみの搬入状況に大きな変化が見られます。

まず、基幹的設備改良工事に伴い、近隣の4市に直接搬入した処理委託分3,770トンを含めた生活系可燃ごみの搬入量は1万7,070トンとなり、前年度と比較し

て558トン、率にして3.4%の増加となっております。過去5年間で最も増加量が多かった年度が212トン、率にして1.3%であったことと比較すると、本年度上半期は生活系可燃ごみの搬入量が大幅に増加していることがわかります。

一方で、事業系可燃ごみについては、新型コロナウイルス緊急事態宣言を受けた営業自粛などにより、4月、5月を中心に搬入量は大幅に減少し、9,888トンとなり、前年同期と比較し、898トン、率にして8.3%の減少となりました。

平成27年度に前年比289トン、率にして3.1%減少して以来、事業系可燃ごみの搬入量は増加傾向で推移していましたが、5年ぶりに減少に転じました。可燃ごみ合計では2万6,958トンとなり、前年同期と比較して340トン、率にして1.2%減少いたしました。

可燃ごみ以外の生活系ごみでは、前年同期と比較して粗大ごみが157トン、率にして17.7%、不燃ごみでは186トン、率にして20.6%といずれにも大きく増加いたしました。

また、リサイクルプラザに搬入された資源ごみでは、金属缶類が13.6%、ペットボトルが13.3%、ガラスびん類が12.7%増加するなど、紙類を除く全ての種別で増加し、全体の搬入量は3,104トンとなり、前年同期と比較し269トン、率にして9.5%と、こちらも大幅な増加となりました。

この結果、ごみの総搬入量は3万2,296トンとなり、前年同期との比較では267トン、率にして0.8%の増加となっております。

ごみの総搬入量については、前年度と比べて微増という結果でありましたが、一時

減少した総搬入量の約3分の1を占める事業系可燃ごみがここ数か月は増加傾向で推移しており、9月は前年同月と比較し2.9%上回ったことに加え、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみでは、一時期の大幅な増加傾向には歯止めがかかったものの、依然として前年度と比較して増加率は高止まりの傾向にあります。

いずれにいたしましても、各家庭や事業所から排出されるごみの増減につきましては、新型コロナウイルスの感染動向に大きく左右されることが想定されることから、蕨、戸田両市のごみの処理に支障をきたすことのないよう、例年以上にごみの搬入状況を注視してまいります。

次に、回収されました主たる資源物の売払いの今年度3回目となる10月から12月分までの入札結果について申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、スチール缶26円53銭2厘、アルミ缶125円62銭、ペットボトル15円84銭、破碎鉄12円65銭、焼却鉄4円95銭となりました。

今年度2回目の7月から9月分の契約価格と比較いたしますと、ペットボトルは22.2%と前回に引き続き大きな値下がりとなりました。

また、前年度同期は65円78銭でありましたので、49円94銭、率では75.9%の大幅な値下がりとなりました。これはペットボトルの売払いを開始した平成17年度以降、最低の価格となっており、再生原料としてのペットボトル需要の減少と原油安によるものと考えられます。

一方、その他の金属類については、前回と比較すると値上がりとなり、スチール缶が2.9%、アルミ缶が5.7%、破碎鉄が69.6%、焼却鉄については11銭か

ら4円95銭と大幅な値上がりとなりました。

次に、本年度2回目となります再生家具の展示販売について申し上げます。

第1回目は、新型コロナウイルスの影響で、例年6月に開催していたものを8月に開催いたしました。第2回目は例年どおりとし、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じ、10月19日から24日までの6日間を入札の受付期間とし、実施いたしました。

今回の展示品の総数は250点で、そのうち143点が落札され、それぞれ再利用されることとなりました。

また、売れ残ったものについては、先着順での販売を今月の24日から27日まで行うこととしております。

なお、次回は来年2月を予定しております。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の上程

○石川清明議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、認定第1号「令和元年度蔵戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」の1件であります。

以上の議案を上程いたします。

◎認定第1号の説明

○石川清明議長 これより認定第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 それでは、認定第1号「令和元年度蔵戸田衛生センター組合会計

歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

本認定に当たりましては、監査委員の方々には、去る8月26日に決算書、附属書類及び帳簿等について慎重なご審議を賜り、本定例会にご提案できましたことを本席より感謝申し上げます。

また、両市の議員の皆様には令和元年度の予算の執行に当たり、格別なご指導を賜り、組合の業務が円滑に運営され、所期の目的を達成できましたことに対し、重ねて感謝申し上げる次第であります。

つきましては、ここに監査委員の決算審査意見書を付して、認定をお願いするものであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算のそれぞれの総額29億8,944万2,000円に対しまして、歳入決算額は30億3,416万8,229円、執行率は101.5%であります。

一方、歳出につきましては29億2,050万3,552円、執行率は97.7%であります。

歳入歳出差引額は1億1,366万4,677円となり、全額を翌年度に繰り越しすることとなりました。

前年度と比較いたしますと、歳入は10億2,776万4,880円、率にして51.2%の大幅な増額となりました。その主な要因は、基幹的設備改良工事の着手に伴う第3款国庫支出金及び第7款組合債を新たに起債したことと、第2款使用料及び手数料の改定による増額などによるものであります。

また、歳出についても10億1,807万3,393円、率にして53.5%の大

幅な増額となりました。

その主な要因は、こちらも基幹的設備改良工事に伴い、第3款衛生費の支出が増額となったことによるものであります。

なお、詳細につきましては、事務局からご説明をいたしますので、お聞き取りをお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○石川清明議長 続いて、事務局長に詳細説明を求めます。

渡辺事務局長。

〔渡辺靖夫事務局長 登壇〕

○渡辺靖夫事務局長 私からは、認定第1号「令和元年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定」の詳細につきましてご説明いたします。

お手元の歳入歳出決算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

第1款分担金及び負担金のうち、第1目組合分担金は、組合規約及び施設整備基金条例の規定に基づき13億8,100万円を収入しました。内訳といたしましては、蕨市が5億9,963万円、分担率は43.4%、戸田市が7億8,137万円、分担率は56.6%でございました。

前年度に比べ、蕨市が1,090万7,000円、戸田市が1,938万9,000円、総額で3,029万6,000円、2.1%の減少となりました。

うち、組合運営の経費である1節組合分担金は12億8,100万円で、蕨市が5億4,963万円、分担金率42.9%、戸田市が7億3,137万円、分担率57.1%をそれぞれ負担いただきました。

また、将来の施設整備費用の積立てである2節施設整備基金分担金は、前年度と同額の

1億円で、蕨市、戸田市共に5,000万円ずつを負担いただいております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1目手数料は、事業系ごみと浄化槽汚泥の処分手数料で4億1,362万1,276円となり、前年度比4,969万4,929円、率にして13.7%の増収でございました。

増収の要因といたしましては、昨年10月1日以降の搬入分から事業系ごみ10キログラム当たりの処分手数料を183円60銭から220円へと19.8%の増額改定を実施したことに加え、事業系ごみが前年度に比べ816.93トン増加したことが影響しています。

なお、事業系ごみの処分手数料の改定は、消費税及び地方消費税の増税相当額に係る改定を除き、平成13年度以来18年ぶりに実施したものでございます。

次ページをお開きください。

第3款国庫支出金、第1目衛生費国庫補助金では、国から4億568万7,000円の交付を受けました。基幹的設備改良工事に係る事業費のうち、補助対象事業費の2分の1が交付されたものでございます。

また、第4款財産収入、第1目利子及び配当金では、施設整備基金を埼玉県債及び定期預貯金で資金運用をした運用益135万8,984円を計上いたしました。

第5款繰越金は1億397万3,190円で、前年度比3,788万1,683円の増収でございました。

9ページをご覧ください。

第6款諸収入は1億7,602万7,779円で、前年度に比べ1,897万8,600円、率にして12.1%の増収となりました。

第1目回収資源売払金は1億2,890万8,393円で、前年度比837万1,586円、率にして6.1%の減少となりました。

主な減収要因は、アルミ缶、スチール缶、破碎鉄などの市場価格が値下がりしたことによります。

第2目電力売払収入は、ごみ焼却により発電した電力で、施設の運営に必要な電力を賄った上で余剰となった夜間や日曜日などの電力を売却したもので、前年度比78万5,275円の増加でございました。

第3目弁償金は、福島原子力発電所の事故に関連し、最終処分場に提出を義務づけられた焼却灰の放射性物質濃度の測定費用相当額を損害賠償金として収入したものでございます。

次ページをお開きください。

第4目雑入は3,568万312円を収入しました。蕨、戸田の両市がごみの収集運搬業務を委託している2事業者に対する収集運搬車両の駐車場及び仮設事務用地の土地使用料として収納したほか、スクラップ売払代金では、設備整備工事に伴い発生した鉄くずなど資源物の売却収入を計上してございます。

なお、建物総合損害共済災害共済金2,589万1,263円は、平成31年1月24日に発生した粗大ごみ処理施設の爆発事故に係る施設の修理費用3,596万4,000円に対する共済金であり、第6款諸収入の増収の要因となっております。

次に、第7款組合債、第1目衛生債の5億5,250万円は、基幹的設備改良工事に係る事業費を財務省及び武蔵野銀行から借入れたものであります。財務省からは3億2,830万円を利率0.003%、武蔵野銀行からは2億2,420万円を利率0.1%といずれも低利での借入れをすることができました。

以上により、令和元年度の歳入合計は30億3,416万8,229円となり、前年度と比較して10億2,776万4,880円、

率にして51.2%の大幅な増加となりました。

主な増加要因といたしましては、基幹的設備改良事業の着手に伴う国庫支出金及び組合債の増加、事業系ごみの処分手数料の増額改定などでございます。

続いて、歳出についてご説明しますので、11ページをご覧ください。

まず、第1款議会費は、議員20名の報酬をはじめ、組合議会の運営に要した経費で、1,488万6,522円を支出いたしました。

次ページをお開きください。

第2款総務費では、2億7,443万4,517円を執行いたしました。

第1目一般管理費は、特別職の報酬及び職員の人件費のほか、組合の管理運営に要した経費で、2億7,390万3,828円と、前年度比4,144万4,242円、率にして17.8%の増加となりました。

それでは、主なものをご説明いたします。

1節報酬から4節共済費までは、正副管理者及び事務局次長を除いた職員24名の人件費で、2億3,284万5,561円となり、前年度に比べ4,480万9,848円増加いたしました。

増加要因といたしましては、定年退職職員2名に対して退職手当4,815万426円を支給したことによります。

13ページをご覧ください。

13節委託料では、管理運営上必要な経常的な業務を中心に、14件の委託を1,697万3,085円で執行いたしました。ストレスチェック業務委託につきましては、職員の心の健康状態を確認するため、初めて実施したもので、令和2年度以降も継続してまいります。

次ページをお開きください。

職員採用試験委託につきましては、令和2年度採用職員1名に対する教養試験と適性検査に係る業務を委託したもので、27名が受験いたしました。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、令和元年度より戸田市の現職職員を次長級職員として受け入れるための職員派遣負担金のほか、業務に関連する団体への負担金などを支出いたしました。

15ページをご覧ください。

27節公課費のうち、汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害者を救済するための補償制度に係る負担金でございます。

第2目公平委員会費は、委員会に付託する案件がございませんでしたので、全額不用額といたしました。

第2項監査委員費は、監査に要した経費として、例月出納検査4回、決算審査1回、定期事務監査3回の開催に係る費用53万689円を執行いたしました。

次ページをお開きください。

第3款衛生費の支出額は24億4,220万2,593円で、前年度比10億1,401万2,623円、率にして71%の大幅な増加となりました。

第1目清掃総務費では1億2,625万8,831円の支出となり、前年度に比べ3,543万3,190円、21.9%の減少となりました。

11節需用費のうち、光熱水費が3,361万5,178円減少したことが主な減少理由でございます。

平成30年度にオーバーホール点検や故障により発電機の稼働時間が減少したため、外部から購入する電力量が増え、電力購入料金が増加したのに対し、令和元年度は年間を通して順調に発電を継続し、ごみ処理に必要な電力の92.4%を賄うことができました。

そのため、外部調達電力量が減少し、電力購入料金を削減できました。

また、外部調達電力についても、東京電力でなく、特定規模電気事業者である荏原環境プラント株式会社から購入することにより、503万5,735円を削減いたしました。

そのほか主な支出として、13節委託料のうち、分析委託は、ダイオキシン類や放射性物質などの測定、分析に係る経費で、環境管理に万全を期すため、関係法令等に基づき実施したものでございます。

15節工事請負費では、工場棟屋上の防水工事や計量法に基づき、工業用水の流量計を交換したほか、合計5件の工事を執行いたしました。

19節負担金、補助及び交付金では、焼却灰の搬出先自治体への環境保全協力金などを支出してございます。

次の第2目塵芥処理費では、3基のごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設によるごみ処理に要する経費として9億3,592万57円を執行いたしました。

次ページをお開きください。

13節委託料では、4億8,457万1,354円を執行しました。焼却灰等埋立処分委託は、焼却炉から排出されるばいじんをセメントで固めた固化灰の埋立て処分に係る委託で、群馬県草津町の処分場で1,598トン、山形県米沢市の処分場で1,842トンの埋立て処分を実施しました。

なお、資源化率向上に向け、令和元年度から一部を埋立て処分から資源化へ切り替えたことから処分量が減少し、前年度比2,354万6,632円の減少となりました。

焼却灰等資源化委託は、焼却後の不燃物残渣を栃木県日光市の施設で944トン、寄居町の彩の国資源循環工場内の施設で

1, 049トン処理したことに加え、ただいまご説明しましたとおり、新たに固化灰365トン出路盤材として資源化したことから処分量が増え、1, 384万4, 209円の増加となりました。

なお、動物等火葬業務委託につきましては、従来、道路などで事故に遭った動物の死体を専用の焼却炉で処理しておりましたが、基幹的設備改良工事の施工に伴い、更新が必要となったため、費用対効果を検証した上で新たに業務委託としたものでございます。

また、小型家電につきましても、売値がつかず、令和元年度から逆有償となったため、新たに処分委託料を計上いたしましたものでございます。

15節工事請負費は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設関係の補修工事14件で、各機器の消耗品の交換及び調整、点検整備など、施設の機能維持を図るための経費で、前年度比で461万3, 327円減少いたしました。

なお、粗大ごみ処理施設等復旧工事2, 700万円につきましては、平成31年1月24日にスプレー缶が原因で発生したと思われる爆発事故による令和元年度分の修理費用でございます。

次ページをお開きください。

第3目し尿処理費では、し尿及び浄化槽汚泥の処理に要する経費として4, 306万4, 455円を執行いたしました。

主な支出といたしましては、13節委託料では、施設運転管理等業務委託ほか2件の経常的な業務を委託いたしました。

15節工事請負費では、各機器の消耗品の交換及び調整、点検などを実施し、機能維持を図りました。

次に、第4目リサイクル促進費は、回収された資源物をリサイクルするため、仕分け、圧縮梱包などの中間処理に要する経費で、1

億8, 856万5, 973円を執行いたしました。

主な支出は、13節委託料の施設の運転管理業務と粗大ごみ再生業務及びガラスびんと廃プラスチックのリサイクルに係る経費1億3, 463万3, 903円でございます。

また、15節工事請負費では、ペットボトル処理用の結束機の更新のほか、各種機器類の消耗品の交換及び調整、点検など機能維持を図るために執行したリサイクルプラザ補修工事をはじめ、ほか4件の機器類の補修を行いました。

21ページをご覧ください。

第5目リサイクルフラワーセンター運営費では、5, 684万5, 895円を支出いたしました。

13節で、障がいある方20名を含めた35名体制で施設の運営を4, 889万7, 400円で委託したほか、15節工事請負費では、温室など3件の補修工事を執行いたしました。

次に、第6目長寿命化対策費では、老朽化した設備を再整備し、健全性の向上を図ることによって、施設のさらなる長寿命化を実現し、蕨、戸田両市のごみ処理に万全を期すことを目的として、令和4年度までの継続事業の初年度として10億9, 154万7, 382円を執行したところでございます。

13節委託料の一般廃棄物処分委託2, 952万7, 856円につきましては、基幹的設備改良工事の施工に関し、令和元年11月中にごみ焼却施設を全て停止しなければならない期間が生じたため、ご家庭から排出される生活系可燃ごみ処理の一部を近隣4市に業務委託いたしました。4市へ委託した処理量は、さいたま市に612.43トン、川口市に438.32トン、朝霞市に85.82トン、和光市が85.62トンの合計

1, 222. 19トンで、生活系可燃ごみの年間排出量に対して3. 8%に相当する量でございました。

次ページをお開きください。

15節工事請負費では、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設に係る基幹的設備改良工事を10億6, 175万8, 225円で施工しました。

なお、ごみ焼却施設については、令和4年度までの4年間、し尿処理施設は令和2年度までの2年間の継続事業を予定しており、粗大ごみ処理施設につきましては元年度のみの単年度で執行をいたしました。

19節負担金、補助及び交付金の電気系統連系工事負担金につきましては、基幹的設備改良工事で省電力化を進めることから、売却できる電力の増加が見込まれるため、電気メーターなどを交換するために支出したものでございます。

次に、第4款公債費では、元金と利子を合わせて8, 762万936円を償還しました。前年度に比べ3, 711万6, 918円の減少で、決算年度末の未償還元金は5, 722万1, 219円となりました。

次に、第5款諸支出金の第1目基金費では、将来の施設整備に備えて1億135万8, 984円を積み立ていたしました。

内訳といたしましては、蕨、戸田両市による施設整備基金分担金1億円のほか、埼玉県債や定期預貯金などの資金運用益135万8, 984円を積み立てました。

23ページをご覧ください。

以上、歳出合計は29億2, 050万3, 552円となり、前年度比で10億1, 807万3, 393円、率にして53. 5%と大幅に増加し、予算に対する執行率は97. 7%でございました。

主な増加要因といたしましては、基幹的設

備改良事業開始に伴い、第3款衛生費の支出が大きく増えたためでございます。

以上で事項別明細書によるご説明を終わります。

続いて、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、27ページをお開きください。

以上ご説明いたしましたとおり、令和元年度決算における歳入歳出差引額は1億1, 366万4, 677円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額も同額の1億1, 366万4, 677円となりました。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたしますので、31ページをお開きください。

31ページ、ご覧いただきましたとおり、令和元年度は土地と建物について財産の増減はございませんでした。

次ページをお開きください。

物品でございますが、物品についても同様に動きはございませんでした。

33ページをお開きください。

最後に、基金についてご説明いたします。

蕨戸田衛生センター組合施設整備基金は、平成19年度に基金条例を制定し、積立てを始めたもので、以降、蕨、戸田両市からの施設整備分担金や運用益を積み増しし、決算年度末での残高は12億4, 764万6, 070円となりました。決算年度末時点で全額を定期預金として資金運用中でございます。

以上で決算の説明を終わりますが、決算の資料といたしまして参考資料1から4のほか、A3判1枚の決算の概要、こちらと財務書類を作成しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

◎決算認定に関する代表監査委員の報告

○石川清明議長 ここで、大変お忙しい中、川島善徳代表監査委員にご出席をいただいておりますので、決算審査の経過並びに結果についてのご報告をお願いいたします。

川島代表監査委員。

〔川島善徳代表監査委員 登壇〕

○川島善徳代表監査委員 皆さん、こんにちは。代表監査委員の川島です。

これより、令和元年度蕨戸田衛生センター組合会計の決算審査について申し上げます。

審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より決算書及び法律に定める書類の提出を受け、去る8月26日に実施いたしました。

検査の結果、蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成され、その計数は諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められ、また予算執行についても適正であると認められました。

令和元年度の決算額は歳入が30億3,416万8,229円、歳出は29億2,050万3,552円となり、歳入歳出差引額の1億1,366万4,677円は翌年度会計に繰り越しとなっております。

前年度決算額と比較をいたしますと、歳入歳出とも50%を超える大幅な増額となっておりますが、これはごみ焼却施設、し尿処理施設及び粗大ごみ処理施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良事業が開始されたことによるものであります。令和元年度分の工事については、ごみ焼却施設の工事期間中、近隣の4市に生活系可燃ごみの処理を委託し、

計画どおりに進め、ごみの処理を滞ることなくできましたが、令和2年度以降についても市民生活に影響のないよう進めていただきたいと思います。

次に、ごみの搬入状況を前年度と比較しますと、事業系ごみが増加し、近年減少傾向であった家庭からのごみも新型コロナウイルスの影響により増加したとのことでありますが、家庭からのごみに加え、近年増加傾向で推移している事業系ごみについても減量化や資源化に必要な施策を蕨市、戸田市及び組合の3者が連携し、市民や事業者の協力と理解を得ながら推進してください。

組合の各施設は、蕨、戸田両市民が衛生的で快適な暮らしを送るために必要不可欠なものであり、安全で安定した稼働が求められております。そのために施設の維持管理やごみの処理に多額の費用がかかりますが、運営に当たっては全ての職員が常にコスト意識を持つとともに、新型コロナウイルスの影響によるごみの増加や近年頻発している災害等による災害ごみの発生など、新たな課題に取り組み、中長期的な視点と市民感覚を持ち、健全で効果的な運営に努めていただきたい。

以上、申し上げました内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございますので、ご確認いただければと存じます。

以上をもちまして、決算審査の報告いたします。

◎休憩の宣告

○石川清明議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時16分休憩

午後 2時16分再開

◎再開の宣告

○石川清明議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎認定第1号に対する質疑

○石川清明議長 これより管理者提出議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎認定第1号の委員会付託

○石川清明議長 これより委員会付託に入ります。

お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、認定第1号の各所管事項について、総務、業務、両常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○石川清明議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、11月16日午後1時30分でございます。よろしくご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時18分散会

第 1 日	1 1 月 9 日 (月)	○委 員 会
第 2 日	1 1 月 1 0 日 (火)	○休 会
第 3 日	1 1 月 1 1 日 (水)	○休 会
第 4 日	1 1 月 1 2 日 (木)	○休 会
第 5 日	1 1 月 1 3 日 (金)	○休 会
第 6 日	1 1 月 1 4 日 (土)	○休 会
第 7 日	1 1 月 1 5 日 (日)	○休 会

令和 2 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月16日（月）

令和２年第４回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第８日

令和２年１１月１６日（月）

議事日程

- １．開　　議
- ２．一般質問
- ３．付託事件に対する委員長報告
- ４．委員長報告に対する質疑
 - (1) 認定第１号 令和元年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
- ５．討　　論
- ６．採　　決
- ７．閉会中の継続審査事項の委員会付託
- ８．閉　　会

令和2年11月16日（月）

◇出席議員（18名）

2番 今井陽子議員	3番 本田てい子議員
4番 鈴木智議員	6番 小林利規議員
7番 大石圭子議員	8番 保谷武議員
9番 根本浩議員	10番 一関和一議員
11番 佐藤太信議員	12番 竹内正明議員
13番 石川清明議員	14番 遠藤英樹議員
15番 馬場栄一郎議員	16番 斎藤直子議員
17番 花井伸子議員	18番 酒井郁郎議員
19番 榎本守明議員	20番 山崎雅俊議員

◇欠席議員（2名）

1番 武下涼議員	5番 榎本和孝議員
----------	-----------

◇職務のため出席した者

石塚 千明 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管 理 者	阿部 泰洋	嘱 託
菅原 文仁	副 管 理 者	小谷野賢一	嘱 託
須崎 充代	会 計 管 理 者	吉野 博司	嘱 託
渡辺 靖夫	事 務 局 長	栗原 誠	嘱 託
渡邊 昌彦	次 長		
木村 和正	総 務 課 長		

令和2年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第2号

令和2年11月16日（月曜日）

午後 1時30分開議

◎開議の宣告

○石川清明議長 これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○石川清明議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎一般質問

○石川清明議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○石川清明議長 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

各常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 14番 遠藤英樹議員。

〔14番 遠藤英樹議員 登壇〕

○14番 遠藤英樹議員 それでは、ただいまより総務常任委員長報告を行わせていただきます。

去る11月9日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和元年度蕨戸田衛生センター組

合会計歳入歳出決算認定について」の1件であります。

認定第1号の当委員会所管事項についてご報告申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

まず、歳入の部について質疑に入り、第2款使用料及び手数料について、委員より、廃棄物処分手数料の改定に伴い、何か意見はあったのか。また、今回の改定の理由と戸田市と蕨市の搬入量の差について質疑があり、事務局より、改定による事業者等からの意見はなかった。改定の理由は、処理に実際にかかる費用が廃棄物処分手数料を上回っており、逆ざやとなっていることから、これを解消するために手数料の改定を行った。また、搬入量の差については、戸田市の事業者の数が多いことから、搬入量についても戸田市が多い状況となっているとの説明がありました。

また、委員より、今回の改定で逆ざやは解消されたのかとの質疑があり、事務局より、令和元年度分についてはほぼ同額の処分費用となったが、現在行っている基幹的設備改良工事の費用が多額に上ることから、今後、処分手数料は上昇傾向となることを想定しているとの説明がありました。

次に、第3款国庫支出金について、委員より、補助金の内容と積算根拠について質疑があり、事務局より、今回の補助金は、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の3件となり、それぞれの施設の長寿命化を目的とした補助金となっている。積算根拠は、補助対象となる二酸化炭素削減に係る工事費用の2分の1の金額が交付されたとの説明がありました。

次に、第6款諸収入について、委員より、回収資源売払い金について、補正において

減額をしたが、決算においては当初予算より多い額となった原因と売払い価格の変動状況について質疑があり、事務局より、補正予算では、アルミ缶やスチール缶などの金属類が年度当初の単価より下がる傾向となっていたことから、減額の補正としたが、実際は見込みより下がらなかったことと、ペットボトルの容器包装リサイクル協会への搬出分が補正予算後の年度末の入金となり、この分が大幅に増額となった。このことにより、決算額が当初予算を上回る事となった。また、価格の変動については、全般的に値下がり傾向であるとの説明がありました。

また、他の委員より、粗大ごみ処理施設の爆発事故による共済金に関連し、処理の作業工程について質疑があり、事務局より、実際の処理の方法と事故後に両市より改めて市民の方に分別の方法を周知したこと、また、収集する事業者及び組合での確認作業の徹底について説明がありました。

また、委員より、事故後の状況及び修理費用を共済金で賄うことができたのか、また、共済制度とその掛金について質疑があり、事務局より、事故後からこれまで特に問題なく施設を運転し、処理を行っている。修理費用は3,596万4,000円となり、共済金は約72%の2,589万1,263円となった。共済金は市町村が加入する全国市有物件からとなり、組合では全施設分として年間87万円ほどを負担しているとの説明がありました。

他の委員より、前年度まで売払いとなっていた小型家電について質疑があり、事務局より、これまでは売払いができたが、令和元年度からは処理を委託することとなった。組合としては、費用がかかるが、リサイクルを進めるという考えから、これから

も継続してくとの説明がありました。

次に、第7款組合債について、委員より、基幹的設備改良工事による借入れ金額と償還の今後の見通しについて質疑があり、事務局より、4年間での事業の借入れ総額は22億910万円となり、各年度で10年償還、うち元金を1年据え置きでの借入れとなる。償還完了は令和14年度となり、支払い額のピークは2億4,720万円ほどとなるとの説明がありました。

以上で歳入の部の質疑を打ち切り、続いて、歳出の部について質疑に入り、第2款総務費について、委員より、委託料のストレスチェック業務委託での結果と自動火災報知設備配線調査委託について質疑があり、事務局より、ストレスチェックの結果は、個人の情報については組合には知らされることはなく、職場全体を分析した結果について特に問題はないとの報告があった。また、自動火災報知設備配線調査については、ごみ焼却施設で誤報が出るため、調査及び点検を行い、正常な状態にしたものであるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わりにさせていただきます。

○石川清明議長 続きまして、業務常任委員会委員長 8番 保谷 武議員。

〔8番 保谷 武議員 登壇〕

○8番 保谷 武議員 ただいまから業務常任委員長報告を行います。

去る11月9日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果について、ご報告申

し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和元年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」の1件であります。

認定第1号の当委員会所管事項についてご報告申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、目別に質疑に入りました。

まず、第1目清掃総務費について、委員より、需用費、印刷製本費の内容について質疑があり、事務局より、これは廃棄物処分申請書を印刷したものであるとの説明がありました。

他の委員より、役務費の流用の内容と予算化はどのように行ったのかとの質疑があり、事務局より、この流用は基幹的設備改良工事に施工に伴う消防への申請に係る手数料であり、当初予算では計上しておらず、年度途中で必要であることが判明したため流用したものであるとの説明がありました。

また、委員より、このような大きな工事に関わる必要経費はきちんと予算化するようにとの要望がありました。

次に、第2目塵芥処理費について、委員より、粗大ごみの不法投棄について、蕨市では公園内に不法投棄されたものを一定の期間貼り紙をし、引取り手がない場合は回収しているが、戸田市での状況について質疑があり、事務局より、組合では両市の状況を把握していないが、不法投棄された令和元年度の廃家電の搬入量についての説明がありました。

また、委員より、不法投棄防止のために何か施策はあるのかとの質疑があり、事務局より、両市でのごみの出し方と分け方等の啓発、また組合としてはホームページを活用し、市民に周知していきたいとの説明

がありました。

また、事務局より、組合は搬入されたごみを処理するという役割の中で、両市と連携を取り、不法投棄の情報についても情報交換を行っている。戸田市の不法投棄の処理は、職員が現場に行き、確認を行っている。また、防犯カメラはプライバシーに配慮し、地元町会と協議し、設置している。現状一番よい解決策は見つかっていないが、地元、行政、そして組合が協力し、常に新しい情報を得ながら模索していきたいとの説明がありました。

他の委員より、焼却灰埋立処分委託の委託先などについて質疑があり、事務局より、埋立て処分は2事業者と契約しており、最終処分場は群馬県草津町と山形県米沢市にあり、それぞれの自治体と組合、また委託事業者の3者で公害防止協定を締結し、処分を行っている。群馬県草津町の処分場は、令和5年3月までは埋立て可能と見込まれるため、新たな処分場を令和5年4月から開設の予定である。山形県米沢市の処分場は、この先25年から30年の埋立て可能な期間が見込まれることから、3年間の長期継続契約を締結しているとの説明がありました。

また、委員より、この2事業者との埋立て処分の委託業務を開始した経緯と、今後別の委託先を選定することとなった場合、どのように決めていくのかとの質疑があり、事務局より、群馬県草津町の処分場を有する事業者とは、別の場所にあった最終処分場のときから継続して契約している。山形県米沢市に処分場を有する事業者とは、金額、場所、公害防止協定などについて検討し、選定したものである。今後の業者の選定についても、金額、場所、公害防止協定などについて検討し、適切な業者を選定し

ていくとの説明がありました。

また、委員より、焼却灰などの処分は多額の処理費用を要するため、コストを削減できるような業者選定や契約形態を取っていただきたいとの要望がありました。

他の委員より、焼却灰の資源化について、寄居町と日光市の搬出割合について質疑があり、事務局より、焼却灰資源化の全体量については前年度の実績を基に予算化しており、そのうち費用の安いほうの数量を多めに、高いほうの数量を少なめにしている。また、実際の搬出量は変動するため、数量の変更が難しい日光市よりも数量の変更に融通の利く寄居町のほうに多く予算化しているとの説明がありました。

次に、第4目リサイクル促進費について、委員より、工事請負費への流用について質疑があり、事務局より、この流用はアルミ缶シュート補修工事とデータ処理装置補修工事の2件に充当したものであるとの説明がありました。

また、委員より、流用額が大きいことについて質疑があり、事務局より、この2件の補修工事は当初予定していなかったものであり、年度末に近い2月に緊急に補修したものであるとの説明がありました。

委員より、集積所のプラスチックごみの中に洗浄されていないものが多く混じっており、衛生センターに搬入されたときに仕分けの手間がかかると思うが、搬入の現状と対策について質疑があり、事務局より、プラスチックの搬入量と搬出量の差引き量の760トンが汚れたものあるいは不適正物を推定され、これらを手選別で分別し、残渣として焼却処分しているとの説明がありました。

また、委員より、この残渣は増えているのか、減っているのかとの質疑があり、事

務局より、ここ2年間は増加傾向にある。最近の状況として、二次電池やリチウム電池を含んだ電子タバコやモバイルバッテリーなどが混入され、搬出先である指定法人の工場での処理中に発熱し、火災が発生する事故が実際に起こっている。これについても両市及び組合で協力し、市民に分別の徹底を周知していきたいとの説明がありました。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費について、委員より、高齢者の雇用状況と障がい者の雇用を午前だけでなく、午後にも雇用できないのかとの質疑があり、事務局より、高齢者の雇用人数は、所長、副所長、ほか8名の計10名である。障がい者の雇用時間については施設の規模の関係から、現在11万鉢を目標に稼働しているが、これ以上人手は必要ない状況である。今後設備投資をし、増産することになれば人手も必要となるが、現状では今後もこの体制で進めていく考えであるとの説明がありました。

また、委員より、この施設運営は障がい者の雇用に大変よい制度だと思う。運営を続けていくことが第一優先ではあるが、障がい者の方たちが生きがいや意欲を持って働けるような状況づくりをこれからもお願いしたいとの要望がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○石川清明議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○石川清明議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時46分休憩

午後 1時46分再開

◎再開の宣告

○石川清明議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○石川清明議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○石川清明議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時46分休憩

午後 1時46分再開

◎再開の宣告

○石川清明議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○認定第1号の採決－認定

○石川清明議長 これより討論、採決に入ります。

認定第1号「令和元年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本認定に関する各委員長の報告は、認定であります。

本認定を、各委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川清明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本認定は各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○石川清明議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石川清明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○石川清明議長 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 1時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 川 清 明

署名議員 大 石 圭 子

署名議員 花 井 伸 子